

事 務 連 絡  
令和 6 年 1 月 12 日

富山県介護保険主管部（局） 御中  
福井県介護保険主管部（局） 御中  
愛知県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課  
認知症施策・地域介護推進課  
老 人 保 健 課

#### 管内介護保険施設等における要介護高齢者の受入れについて

令和 6 年能登半島地震により能登地域に甚大な被害が発生し、一部の高齢者施設では、施設の継続使用・運営が困難な状況となっております。また、多くの要介護高齢者が避難所に避難していますが、一部の地域では電気・水道が復旧しておらず、避難生活が長引けば、多くの要介護高齢者が衰弱するおそれがあり、早急に高齢者施設等において受入れを行う必要があります。

貴管内においても、令和 6 年能登半島地震により影響を受けた施設があると承知しておりますが、石川県内の高齢者施設等での受入れを行うことが困難な状況も生じていることから、管内の介護保険施設等における被災要介護高齢者の受入れについて特段のご配慮をいただくようお願いいたします。

なお、別紙「令和 6 年能登半島地震による災害に係る介護報酬等の取扱いについて（令和 6 年 1 月 2 日付事務連絡）」及び別紙 2「令和 6 年能登半島地震により被災した高齢の要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について（令和 6 年 1 月 9 日付事務連絡）」において、介護報酬等の柔軟な取扱いについて周知しており、介護保険施設等の入所者が一時的に別の介護保険施設等に避難している場合の施設介護サービス費の請求や、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない旨をお示ししていることを申し添えます。

事 務 連 絡  
令和6年1月2日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中 核 市

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課  
認知症施策・地域介護推進課  
老 人 保 健 課

令和6年能登半島地震による災害に係る  
介護報酬等の取扱いについて

今般の令和6年能登半島地震による災害について、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、介護報酬等の取扱いについて、下記のとおり整理することといたしました。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしく願いいたします。

なお、事業所等が被災したことにより、一時的に指定等に係る基準（以下「指定等基準」という。）、介護報酬の基本サービス費や加算の算定要件を満たすことができなくなる場合等がありますが、以下に示すものは例示であり、その他の柔軟な取扱いを妨げるものではないことを申し添えます。

記

1. 各サービス共通事項

(1) 新たに介護が必要になった場合の要介護認定の取扱い

被災等により他の市町村に避難した者について、新たに介護が必要となった場合は、避難先の市町村において要介護認定の事務を代行し、事後的に避難元の市町村に報告する等の柔軟な取扱いとしても差し支えない。

その際、認定の重複を避けるため、可能な範囲であらかじめ避難前の市町村と連絡をとる等、適切な対応を図られたい。

(2) 避難所や避難先の家庭等において居宅サービスを提供した場合

避難所や避難先の家庭等で生活している要介護者及び要支援者に対し

て居宅サービスを提供した場合においても、介護報酬の算定は可能である。

サービスの提供に当たっては、市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所等との連携を図り、できる限りケアプランに沿って、必要な介護サービスを確保するよう努めること。

- (3) 被災等のために介護保険施設等の入所者が、一時的に別の介護保険施設や医療機関等に避難している場合

別の介護保険施設や医療機関等に一時的に避難している場合、原則として、避難先の施設等へ入所・入院等を行い、避難先の施設等が施設介護サービス費や診療報酬を請求すること。

ただし、一時的避難の緊急性が高く手続が間に合わない等やむを得ない場合に、これまで提供されていたサービスを継続して提供できていると保険者が判断したときは、避難前の介護保険施設等が施設介護サービス費等を請求し、避難先の介護保険施設や医療機関等に対して、必要な費用を支払う等の取扱いとしても差し支えない。

- (4) やむを得ない理由により、避難者を居室以外の場所で処遇した場合

被災等による避難者が介護保険施設等に入所した場合において、やむを得ない理由により、当該避難者を静養室や地域交流スペース等居室以外の場所で処遇を行ったときは、従来型多床室の介護報酬を請求することとして差し支えない。なお、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適切ではないため、適切なサービスを提供可能な受け入れ先等の確保に努めること。

- (5) 認知症専門ケア加算の算定要件について

今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、認知症専門ケア加算の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。

- (6) サービス提供体制強化加算の算定要件について

今般の被災等により、介護職員等の増員や新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、サービス提供体制強化加算の有資格者等の割合の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出してもよい。また、サービス提供体制強化加算の算定要件として定期的な会議の開催を求めているサービスについては、今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合についても、当該加算の算定は可能である。

(7) サービス事業所等が被災したことにより、一時的に指定等基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合

指定等基準や基本サービス費に係る施設基準、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算（看護体制加算など）、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算（個別機能訓練加算など）については、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能である。

(8) 被災したことにより賃金改善実施期間内の処遇改善が困難な場合における処遇改善加算等（介護予防・日常生活支援総合事業において介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算相当の事業を実施している場合を含む。）の取扱いについて

① 賃金改善計画における賃金改善実施期間内の賃金改善が困難な場合

賃金改善計画における賃金改善実施期間を令和6年1月以降までに設定している処遇改善加算等の申請事業者においては、被災したことにより、当該計画期間中の賃金改善の実施が困難となる事例も想定されるところである。

こうした事業者については、被災したことに伴い、賃金改善計画内の処遇改善加算等の従業者への支給が困難となり、かつ期間を超えて処遇改善加算等の従業者への支給がなされることが見込まれる場合、都道府県等の判断において、当該年度の賃金改善実施期間を超えて従業者に対して支給された処遇改善加算等の額を賃金改善額として認めて差し支えないものとする。

② 実績報告書の取扱い

①の場合の事業者の実績報告書の取扱いについては、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して実績報告書を提出することとなっているが、今般の被災状況を踏まえ、都道府県等の判断において、提出期限を適宜延長することができるものとする。

## 2. サービス種別

(1) 訪問介護

① 特定事業所加算

㊦ 特定事業所加算の算定要件である定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告について、今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合につい

ても、当該加算の算定は可能である。

① 今般の被災等により、介護職員等の増員や新規利用者の受け入れ、サービス提供回数の増等を行った事業所については、特定事業所加算の有資格者等の割合や重度要介護者等の割合の計算及び配置すべきサービス提供責任者の員数の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出してもよい。

② その他

今般の被災等により、訪問介護等に従事する介護職員が不足した場合、例えば、一時的に通所介護事業所の職員（介護職員初任者研修修了者）を代わりに従事させるときは、通常、介護保険法第75条等に規定する届出を行う必要があるが、緊急性の高さに鑑み、届出時期の猶予等の柔軟な運用を図り、被災者等のサービスの確保に努められたい。

なお、平成11年4月20日の全国課長会議において、「運営規程の内容のうち『従業者の職種、員数及び職務の内容』については、その変更の届出は1年のうちの一定の時期に行うことで足りる」旨の周知を行っており、適宜参照されたい。

(2) 通所介護・認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護・療養通所介護

今般の被災等により、通所介護事業所等の浴槽等の入浴設備が使用できなくなり、入浴サービスが提供できなくなった場合であっても、事業所が利用者のニーズを確認し、清拭・部分浴など入浴介助に準ずるサービスを提供していると認められるときは、入浴介助加算又は入浴介助体制加算の算定が可能である。

(3) 介護予防通所リハビリテーション

今般の被災等により、介護予防通所リハビリテーションが休業し、利用者に対して、介護予防サービス・支援計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、日割り計算を行うこととする。

一方、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算は行わない。

日割り計算の方法は、月の総日数から、災害の影響により休業した期間（定期休業日を含む。）を差し引いた日数分について請求することとする。

なお、介護予防通所リハビリテーションが燃料の調達が困難であったために、送迎に支障が生じたことにより、適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合も、同様の取扱いとする。

- (4) 訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション
- ・移行支援加算の算定要件について  
今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、移行支援加算の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。
- (5) 通所介護・通所リハビリテーション
- ・中重度者ケア体制加算の算定要件について  
今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、中重度者ケア体制加算の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。なお、通所介護の認知症加算についても同様である。
- (6) 介護予防通所リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション・通所型サービス（総合事業）
- ・事業所評価加算の算定要件について  
今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、事業所評価加算の基準の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。
- (7) 短期入所生活介護
- 短期入所生活介護における長期利用者に対する減算（自費利用などを挟み実質連続 30 日を超える利用者について基本報酬を減算するもの）について、今般の被災により、在宅に戻れずやむを得ず短期入所生活介護を継続している場合には、適用しない取扱いが可能である。
- (8) （介護予防）福祉用具貸与
- 被災前に使用していた福祉用具が滅失又は破損した場合は、再度、貸与を受けることが可能である。
- (9) 特定（介護予防）福祉用具販売
- 被災前に購入していた特定（介護予防）福祉用具が滅失又は破損し、再度同一の福祉用具を購入する場合には、介護保険法施行規則第 70 条第 2 項に定める「特別の事情がある」ものとして、当該購入に係る費用に対し保険給付することは可能である。

(10) 居宅介護支援

① 介護支援専門員が担当する件数が 40 件以上となった場合

被災地や被災地から避難者を受け入れた場合について、介護支援専門員が、やむを得ず一時的に 40 件以上の利用者を担当することになった場合においては、40 件以上の部分について、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する場合は、「40 件」を「45 件」と読み替える。

② 利用者の居宅を訪問できない場合

被災による交通手段の寸断等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ず一時的に基準による運用が困難な場合は、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。

③ 特定事業所集中減算

被災地において、ケアプラン上のサービスを位置付ける上で、訪問介護事業所の閉鎖などにより、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合、減算を適用しない取扱いが可能である。

(11) 介護保険施設(※)

① 避難前と避難後で別のケアを行っている場合

避難前の施設等においてユニットケアを受けていた利用者が、避難先において従来型個室などの異なる環境でサービスを受けている場合、避難前の施設等において提供していたサービス(ユニットケア)を継続して提供していると判断できるときは、従前の算定区分により請求して差し支えない。

ただし、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適当ではないため、適切なサービスを提供できる受け入れ先等の確保に努めること。

② ユニット型個室を多床室として使用した場合

避難者を受け入れて入所させた施設において、これまでユニット型個室として使用していた部屋を多床室として利用した場合、これまで提供してきたユニットケアが継続して提供していると判断できるときは、これまでの利用者の了解を得た上で、これまでの利用者及び被災者の双方について、ユニット型個室の区分により請求して差し支えない。

ただし、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適当ではないため、適切なサービスを提供できる受け入れ先等の確保に努めること。

③ 被災地における施設基準の考え方について

被災地の介護保険施設が、災害等やむを得ない事情により要介護者を入所又は入院させたことにより、指定等基準、基本施設サービス費及び加算に係る施設基準を満たさなくなった場合（被災前にこれらを満たしていたときに限る。）であっても、当面の間、直ちに施設基準の変更の届出を行う必要はない。

④ 被災地以外における施設基準の考え方について

被災地以外の介護保険施設が、災害等やむを得ない事情により要介護者を入所又は入院させた場合にあっては、指定等基準、基本施設サービス費及び加算に係る施設基準については、当面の間、被災地から受け入れた入所者又は入院患者を除いて算出することができる。

(※) 介護老人保健施設、病院、診療所及び介護医療院により行われる（介護予防）短期入所療養介護を含み、①及び②については（介護予防）短期入所生活介護を含む。



事務連絡  
令和6年1月9日

各  
都道府県  
指定都市  
中核市  
民生主管部局 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

令和6年能登半島地震により被災した高齢の要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

令和6年能登半島地震の発生に伴い、現在、多くの方々が避難所等への避難を余儀なくされている状況にありますが、高齢の要援護者に対しては、福祉サービス等の確保に努めていただくとともに、避難所等における困難な生活の解消を図る必要があります。

このため、考えられる取組や留意事項及び特例措置等については、以下のとおりとなりますので、対応に万全を期すようお願いいたします。

## 1 社会福祉施設等での受け入れ

### (1) 広域的調整体制の構築

避難所等に避難している高齢者については、「令和6年能登半島地震により被災した要援護高齢者等への対応について（令和6年1月9日付厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡。別紙参照。）」により、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者等の協力も得ながら、相談支援、課題の把握等を行うとともに、個々のケースに応じて在宅福祉サービスの提供を行うことや、必要に応じて緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む）への受け入れを行うことなど、必要な支援を行うことを依頼しているところである。社会福祉施設等において受け入れを行うに当たっては、受入先を調整したうえで入所等、福祉サービス等を提供することが必要となる。

このため、

- 把握した福祉サービス等の提供が必要な者に対して、被災地等における福祉サービス事業者等において福祉サービス等をどの程度対応できるか把握すること
  - さらに、被災地等における福祉サービス事業者等で対応できない場合には、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、福祉サービス等の広域的な利用調整が行えるよう体制を整えること
- 等が必要である。

上記の取組みにより、避難所等に避難している高齢者について、福祉サービス等が必要な者及びその需要を把握するとともに、施設入所については福祉サービス等の広域的な利用調整が行うことができる広域的調整体制の構築に努められたい。

### (2) 入所対象者について

ア サービスの提供は、受け入れる施設において、既存スペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない。

イ 受入先の施設の種別は、施設入所者を受け入れる場合については、本来、措置等を行うべき施設種別への調整を行うことが望ましいものであるが、地理的な事情等により、緊急避難として種別の異なる施設での受け入れを行っても差し支えない。

また、病弱者である場合や認知症高齢者の容態が悪化した場合には、必要な医療の確保に配慮すること。

## 2 在宅福祉サービス等の実施

避難所で生活している要援護者の中には、個々のケースに応じて在宅福祉サービス等の提供が必要な場合もあるので、適宜対応できるよう配慮すること。なお、具体的な対応については、別添の内容を踏まえて、必要なサービスの提供に努められたい。

### 3 費用負担に係る特例措置等

#### (1) 老人福祉施設での受入れ

##### ア 措置施設等の入所者が他の措置施設等へ避難した場合の措置費支弁

措置等は継続されているものとして、措置費は避難元施設の単価で避難元施設へ支弁し、避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。

##### イ 措置施設等において、避難所又は在宅の者を受け入れた場合の措置費支弁

###### ① 定員内での受入れ

当該受入施設の通常の措置費支弁と同様に支弁。

###### ② 定員超過での受入れ

定員超過した員数に、当該受入施設の措置費単価を乗じて支弁。

###### ③ 受入れが月の途中の場合には、事務費、事業費とも「措置費単価」を「その月の日数」で除した額に「その月の入所日以降の日数」を乗じた額（1円未満切捨）を支弁。

###### ④ 種別の異なる施設での受入れの場合に、当該入所者にとって必要な経費が支弁費目がないことが生じるが、このようなケースについては、別途、必要経費を支弁して差し支えない。

##### ウ 費用徴収における減免措置については、現行の規定に基づき、個々に判断して行うものとする。

#### [現行規定の要約]

前年に比して収入の減少、不時のやむを得ない支出の発生等により負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると認められる場合は、階層区分の変更を行っても差し支えない。

事務連絡  
令和6年1月9日

各 都道府県介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和6年能登半島地震により被災した要援護高齢者等への対応について

令和6年能登半島地震により被災した要援護高齢者等について、被災地市町村においては、その状況の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供に努めていただいているところではありますが、引き続き関係団体等と連携を図りながら、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者等については、地域包括支援センターが中心となり、居宅介護支援事業者等と連携して、安否確認及び課題の把握（必要最低限のアセスメントでも可。以下同じ。）を行うなど適切な支援に御配慮いただきますようお願い申し上げます。その際、以下の点にも御留意いただくようお願い申し上げます。

## 記

### 1 要援護高齢者等の安否確認と適切な支援の実施について

被災地市町村においては、地域包括支援センター等が中心となり、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者等と連携して、次のとおり要援護高齢者等について安否確認及び課題の把握を行い、必要なサービス提供につながるよう支援をお願いいたします。

#### （1）地域包括支援センターと居宅介護支援事業者等の連携による安否確認等

地域包括支援センターは、居宅介護支援事業者等と連携しつつ、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者等について安否確認及び課題の把握を行うこと。

#### （2）避難所等に避難している高齢者に対する必要なサービスの提供

避難所に避難している高齢者に対し、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者等の協力も得ながら、相談支援、課題の把握等を行うとともに、個々のケースに応じて在宅福祉サービスの提供を行うなど、必要な支援を行うこと。

また、「高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保に

ついて」（令和6年1月4日付けこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課事務連絡）においてお示したとおり、必要に応じて緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）へ受入れを行うことにより、避難者の対応に万全を期すこと。

### （3）在宅要援護高齢者等に対する支援

介護サービスを利用している在宅の要援護高齢者等について、引き続き必要な介護サービスが確保できるよう介護サービス事業者等と連携を図るとともに、被災に伴い新たな課題やニーズを把握した場合には、居宅サービス計画（ケアプラン）等に新たなサービスを追加するなど必要なサービスの利用につなげること。

なお、「令和6年能登半島地震に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」（令和6年1月5日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）においてお示したとおり、居宅サービス計画（ケアプラン）等の変更については、一定程度状況が落ち着いた後に作成することやサービス担当者会議を電話や文書等の照会により行うこと等、柔軟な取扱いも可能であること。

また、高齢者の家屋の状況や身体の状況等を踏まえ、必要に応じ、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えないこと。

## 2 介護支援専門員等の広域的な確保について

被災地市町村において上記の対応を実施するに当たり、介護支援専門員等を確保することが困難な場合には、都道府県は、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、介護支援専門員等の広域的な確保が図られるよう、必要な支援をお願いします。